

## 前橋市医療機関等物価高騰対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、光熱費や燃料費等の物価高騰及び従業員の賃上げ等により、運営に強い影響を受けている医療機関及び関連事業者等に対し、国の重点支援地方交付金を活用してその負担を軽減し、もって市民が安心して利用できる医療環境を維持することを目的として、予算の範囲内において前橋市医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関等 病院、診療所、歯科診療所、薬局、助産所、施術所又は公衆浴場をいう。
- (2) 病院 医療法（昭和23年法第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、保険医療機関の指定を受けているものをいう。
- (3) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（往診のみを行う診療所を含み、企業内診療所及び社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けている医業を行うものをいう。
- (4) 歯科診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（往診のみを行う診療所を含み、企業内診療所及び社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けている歯科医業を行うものをいう。
- (5) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けているものをいう。
- (6) 助産所 医療法第2条に規定する助産所のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施するものをいう。
- (7) 施術所 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づき開設している施術所（市内に所在する出張専業を含む。）のうち、受領委任状扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療術費）の対象となる施術を行っているものをいう。
- (8) 公衆浴場 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。

(支援金の対象事業者等)

第3条 支援金の申請を行うことができる事業者は、医療機関等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和7年3月31日(以下「基準日」という。)に市内に事業所を有し、かつ、申請日以降においても事業の休止・廃止を予定していない個人又は法人(国又は地方公共団体(指定管理者が運営する施設を含む。))を除く。)であること。

(2) 市税等を滞納していないこと。

(3) 暴力団排除に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。)でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

2 支援金の対象となる事業者が、別表に掲げる同一の区分で複数の事業所(市内に所在するものに限る。以下同じ。)で事業を営んでいる場合は、当該事業所ごとに申請することができる。

3 支援金の対象となる事業者が、別表に掲げる複数の区分で事業を営んでいる場合は、当該事業に係る事業所ごとに申請することができる。ただし、同一の所在地の事業所で複数の事業を営んでいる場合は、いずれかの1つの事業に係る事業所についてのみ申請することができる。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は別表のとおりとし、交付は1事業所につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、前橋市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記入の上、必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 申請の方法は、本市の指定する電子申請により行うものとし、当該方法による申請があった場合は、前項の交付申請書兼誓約書を使用して申請したものとみなす。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 申請期間は、令和8年3月2日から同年5月29日までとする。ただし、申請金額の合計額が予算額に達した時点で申請期間内であっても受付を終了するものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、申請書類等の審査及び調査を行い、支援金を交付することを決定した場合は、交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知し、申出の口座へ支援金を振り込むこととする。

2 前項の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 支援金は、物価高騰により影響を受けた事業所等の運営費に充てること。

(2) 支援金の目的に反する行為があったときは、支援金の一部又は全部の返還を命じること。

(3) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員等の監査に応じること。

3 申請書類等の審査及び調査の結果、第3条に規定する要件を満たさないものと認定したときは、不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが適当でないとき。

(文書の保管)

第8条 支援金の交付を受けた事業者は、当該支援金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年3月2日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業所の区分		支援金額
病 院 診 療 所	病床数 無床～19床 ※	100,000 円
	病床数 20床～99床 ※	500,000 円
	病床数 100床以上 ※	1,000,000 円
歯科診療所		100,000 円
薬局		100,000 円
助産所		100,000 円
施術所	柔道整復師	100,000 円
	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	
公衆浴場		100,000 円

※病床数は、基準日における総病床数をいう。